

2019 もてぎカートレース 2019 MOTEGI KART RACE

2019年3月14日
もてぎカートレース大会事務局

ブルテン 2019-01 | 対象：特別規則書の訂正

公示追記

特別規則書 公示を下記の通り追記する。

【改定前】

本大会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則 / 国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則 / JAF国内カート競技規則およびその付則、2019年（以下「当該年」という）JAF国内カート競技車両規則および日本カート選手権規定統一規則および本大会特別規則書に従って開催される。

【改定後】

本大会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則 / 国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則 / JAF国内カート競技規則およびその付則、2019年（以下「当該年」という）JAF国内カート競技車両規則および日本カート選手権規定統一規則および本大会特別規則書、**2019年SLカートミーティング規則書**に従って開催される。

TOYOPET SL カートミーティング参加資格について

特別規則書第8の表、TOYOPET SL カートミーティング参加資格欄に下記の通り追記する。

【追記】

・YAMAHA スーパーSS、YAMAHA SS、YAMAHA カデットオープンのクラスに【当該年度】を追記する。

参加定員について

特別規則書第9条2) を下記の通り、一部削除する。

【改定前】

2) 各クラス参加申込締切時点で、参加台数が4台未満、TOYOPET SLカートミーティングは3台未満の場合は当該クラスを不成立とする場合がある。不成立となった場合、参加料は全額返金される。また、2クラスの合計が28台未満の場合、混走とする場合がある。

【改定後】

2) 各クラス参加申込締切時点で、参加台数が4台未満、TOYOPET SLカートミーティングは3台未満の場合は当該クラスを不成立とする。不成立となった場合、参加料は全額返金される。また、2クラスの合計が28台未満の場合、混走とする場合がある。

参加資格について

特別規則書第10条4) を下記の通り、追記する。

【改定前】

4) SL カートミーティング参加の際には SLO 安全協会への加入が必須となる。
参加の際は SL メンバースカード、SL メンバースブックの 2 点を所持すること。

【改定後】

4) SL カートミーティング参加の際には SLO 安全協会への加入が必須となる。
参加の際は 2019 年有効な SL メンバースカード、2019SL メンバースブックの 2 点を所持すること。

以上